

社会福祉法人都市社会福祉協議会 平成29年度 職員（正規職員）採用試験実施要領

社会福祉法人都市社会福祉協議会では、次のとおり職員採用試験を実施します。

1. 募集職種・受験資格及び採用予定人数

職種	受験資格要件	年齢制限	採用予定人数
一般事務職 (社会福祉士)	①社会福祉士資格を有する人 ただし、次の人を含みます ・平成29年度中に資格取得見込みの人、または学校教育法による大学を平成30年3月までに卒業見込みで平成29年度中に資格を取得見込みの人 ②普通自動車免許（AT限定可）を取得している人 ③パソコン（ワード、エクセル等）の基本操作ができる人	なし	若干名
相談員 (基幹相談支援センター)	①障がい児（者）に関する療育等の相談実務経験がある人 ②保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、作業療法士、相談支援専門員のいずれかの資格を有する人 ③普通自動車免許（AT限定可）を取得している人 ④パソコン（ワード、エクセル等）の基本操作ができる人	なし	若干名

※受験資格は、上記要件を満たしていることが必要です。ただし、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない人
- (2) 成年被後見人又は被保佐人
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※採用時に社会福祉士の資格を取得できなかった場合、採用は取り消しとなります。

※今回の試験については、点字試験対応しておりませんのでご了承ください。

2. 試験日時・場所及び内容等

(1) 第1次試験について

- 《試験日時》 **平成29年10月29日（日）午前9時30分～**
《受付時間》 午前9時00分～午前9時20分
《受付場所》 都城市社会福祉協議会（都城市総合社会福祉センター内）
《試験会場》 都城市社会福祉協議会（都城市総合社会福祉センター内）
《持参するもの》 ①受験票
②筆記用具（HBの鉛筆、消しゴム）

《試験内容》

試験内容・時間割	
一般教養試験	小論文
9：30～10：30	10：40～11：40

《合格発表》 **平成29年11月10日（金）**

都城市総合社会福祉センター掲示板並びに都城市社会福祉協議会ホームページ（<http://www.m-syakyo.or.jp>）に合格者（受験番号）を公表します。結果は合否にかかわらず、第1次試験の有効受験者に通知します。

(2) 第2次試験について

- 《試験日時》 **平成29年12月17日（日）午前9時30分～**
《受付時間》 午前9時00分～午前9時20分
《受付場所》 都城市社会福祉協議会（都城市総合社会福祉センター内）
《試験会場》 都城市社会福祉協議会（都城市総合社会福祉センター内）
《留意事項》 第2次試験は、第1次試験合格者に対し、下記試験内容で実施します。第2次試験の合否判定は、下記試験の結果により判定します。尚、詳細については、第1次試験合格者に通知します。

《試験内容》

試験内容
面接試験
9：30～12：00（終了予定） （※それぞれの面接時間については、別途通知いたします。）

《合格発表》 **平成30年1月10日（水）**

都城市総合社会福祉センター玄関前掲示板並びに都城市社会福祉協議会ホームページ（<http://www.m-syakyo.or.jp>）に合格者（受験番号）を公表します。結果は合否にかかわらず、第2次試験の有効受験者に通知します。

3. 受験手続

(1) 申込先について

社会福祉法人都城市社会福祉協議会（総務課／櫻田賢治）

〒885-0077 都城市松元町4街区17号 都城市総合社会福祉センター内

TEL 0986-25-2123

(2) 受付期間及び提出書類等

※必ずハローワークへ申し込み、ハローワークからの紹介状の交付（※ただし、学校教育法による大学を平成30年3月までに卒業見込みの人を除く）を受け、都城市社会福祉協議会に下記の書類を提出すること。

《持参する場合》

受付期間	<u>平成29年9月20日から平成29年10月20日まで</u> <u>（土曜、日曜、祝日を除く）8時30分から17時15分まで</u>
提出書類	ア. ハローワークからの紹介状 <u>（※ただし、学校教育法による大学を平成30年3月までに卒業見込みの人は必要ない。）</u> イ. 履歴書 市販の履歴書に3ヶ月以内の撮影した写真（上半身、脱帽、正面向きで写っているもの）を必ず貼ったもの。職務経験がある場合は、その詳細も記入してください。 ウ. 資格証の写し（※平成29年度中に取得見込み者は登録後、必ず提出してください。） エ. 82円切手を貼った返信用封筒（受験票送付用） 長形3号封筒（12cm×23.5cm）を使用し、あて先を明記してください。

《郵送する場合》

受付期間	<u>平成29年9月20日から平成29年10月20日 ※消印有効</u>
提出書類	ア. ハローワークからの紹介状 <u>（※ただし、学校教育法による大学を平成30年3月までに卒業見込みの人は必要ない。）</u> イ. 履歴書 市販の履歴書に3ヶ月以内の撮影した写真（上半身、脱帽、正面向きで写っているもの）を必ず貼ったもの。職務経験がある場合は、その詳細も記入してください。 ウ. 資格証の写し（※平成29年度中に取得見込み者は登録後、必ず提出してください。） エ. 82円切手を貼った返信用封筒（受験票送付用） 長形3号封筒（12cm×23.5cm）を使用し、あて先を明記してください。
提出方法	提出書類を必ず簡易書留で郵送してください

(3) 受験手続上の注意

- ① 提出書類に虚偽の記載並びに不備があった場合は、受け付けいたしません。
- ② 郵便事情による遅延のほか、いかなる理由であっても受付期間経過後の受付は一切いたしません。
- ③ 受験手続きが完了したときに「受験票」をお渡しいたします。試験当日にこの受験票を試験会場受付に提示してください。
- ④ 試験に関する提出書類は一切お返しいたしません。
- ⑤ F A X ・ メールでの受付は一切いたしません。

4. 給与条件等

業務内容	勤務時間等	給与
社会福祉協議会における相談援助業務、総務・企画・経理業務等	①勤務時間 原則として、月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 ※ただし、時間外・休日勤務有 ②休日 原則として、土・日曜日・祝日・年末年始	都城市社会福祉協議会給与規程に基づく

※参考：大学卒初任給166,100円（扶養・通勤・住居・退職・期末・勤勉手当・前歴加算あり）

※試用期間が適用されます。（下記参考資料参照）

<p>【参考】都城市社会福祉協議会就業規則より</p> <p>第7条 新たに職員として採用された者については、原則として採用の日から6箇月間を試用期間とする。ただし、協議会が適当と認めるときは、この期間を短縮し又は延長することがある。その場合はその旨当該職員宛て通知する。</p> <p>2 試用期間中の勤務態度・適性・人物・技能・業務遂行能力等について協議会が不適格であると認める場合や、協議会の就業規則を守らず解雇事由や懲戒解雇事由に該当したときは第16条の手続きにより解雇する。ただし、採用後14日以内の者については即時に解雇できることとする。</p> <p>3 試用期間は、勤続年数に通算する。</p>

5. 採用年月日

平成30年4月1日

6. 問い合わせ

社会福祉法人都城市社会福祉協議会（総務課／櫻田賢治）

〒885-0077 都城市松元町4街区17号 都城市総合社会福祉センター内

TEL：0986-25-2123

<http://www.m-syakyo.or.jp>

【文書取扱／社会福祉法人都城市社会福祉協議会総務課】